

令和7年11月14日
長野県建設部砂防課

公募型プロポーザル方式（技術者評価型）に係る手続開始の掲示について

次のとおり技術提案書の提出を公募します。

この公募型プロポーザル方式（技術者評価型）にかかる手続は、当掲示によるほか、長野県公募型プロポーザル方式（技術者評価型）試行要領（最終改正 令和7年3月17日付け6建政技第374号）及び長野県公募型プロポーザル方式試行に係る情報の取り扱い要領（最終改正 令和2年3月24日付け元建政技第454号）に示すとおりです。

1 業務の概要

（1）業務名

令和7年度 交付金（総流防）基礎調査事業 地すべり調査検討業務

（2）箇所名

土尻川砂防事務所管内一円ほか

（3）業務の目的

「土砂災害が発生するおそれがある土地（土砂災害警戒区域）」の調査方法は、抽出精度の向上のため、より詳細な地形図データを用いることと、令和2年8月に土砂法基本方針が改訂された。

本業務は、令和3～4年度に県内全域で取得した高精度地形情報（航空レーザ測量）を利用し、地すべりの「土砂災害が発生するおそれがある土地」を正確かつ効率的に抽出する方法を検討し、県内全域で実施するための手順書を作成することを目的とする。

（4）業務概要

地すべり調査検討 一式

（調査範囲は、土尻川砂防事務所、長野建設事務所、北信建設事務所、犀川砂防事務所、姫川砂防事務所管内の約2,400㎢を予定する）

（5）業務内容

1）設計計画

業務の目的・主旨、設計図書に示す業務内容を確認したうえで、業務の実施方針、実施体制、及び工程等の検討・整理を行い、業務計画書を作成し、発注者に提出する。

2）資料収集・整理

- 「土砂災害が発生するおそれがある土地（地滑り）」の抽出に必要な以下の資料を収集・整理する。
- ・ 長野県取得の航空レーザ測量成果及び赤色立体地図

- ・土砂災害警戒区域等及び地すべり防止区域等に関する資料
- ・既往土砂災害資料
- ・防災科学技術研究所「地すべり地形分布図」
- ・その他必要な資料

3) 地すべり箇所抽出

砂防課取得の航空レーザ測量成果及び赤色立体地図等を使用し、地滑り地形を判読し、既指定の土砂災害警戒区域以外の地滑り箇所（既往調査による抽出対象箇所以外の地滑り地形を呈する箇所）を抽出する。

ア 作業基図の作成

貸与する航空レーザ測量成果及び赤色立体地図等を使用し、「土砂災害が発生するおそれがある土地(地滑り)」を抽出するための作業基図データを作成する。作成した作業基図に、指定済み区域、「地すべり防止区域」や「地すべり危険箇所・危険地区・危険地」等の既往調査に関する情報を追加し、「調査対象範囲図」を作成する。

イ 地滑り地形の判読基準の設定

「長野県土木部地すべり技術指針(案)平成17年3月、(社)日本地すべり学会」、「地すべり分布地形図(防災科学技術研究所)」等を参考に地滑り地形の判読基準を設定する。

ウ 地滑り地形の判読

設定した地滑り地形の判読基準に基づき、地滑り地形を判読し、地滑りブロックを抽出する。

エ 地滑り地形の抽出

抽出した地滑りブロックと既指定の土砂災害警戒区域(地滑り)の重ね合わせ、新たに基礎調査の必要な候補箇所を抽出する。

オ 調査候補箇所図の作成

基礎調査候補箇所の抽出結果を「新規調査候補箇所図」に整理する。

4) 砂防基礎調査の必要性検討

作成した作業基図、「新規調査候補箇所図」等を用いて、「危害のおそれのある土地(土砂災害警戒区域)」を仮設定し、砂防基礎調査を実施することが必要な社会条件の有無を調査する。

ア 仮設定と抽出

調査候補となる地滑り箇所を対象に地滑りブロックの統合を行い、地滑りブロックの形状、末端位置、方向を設定する。設定結果に基づき、地滑りが発生した場合に危害のおそれがある土地の範囲の仮設定を行い、保全対象が含まれる箇所を新たに基礎調査の必要な箇所として抽出する。

イ 調査対象箇所のとりまとめと照査

基礎調査対象箇所の抽出結果をとりまとめ、「新規調査対象箇所図」および、「砂防基盤図作成必要範囲図」を作成する。

5) 手順書の作成

「土砂災害が発生するおそれがある土地(地滑り)」の最適な調査方法について、手順書を作成する

6) 照査

業務の各段階において、検討、評価方法の妥当性を照査する。

7) 報告書作成

業務の成果として、報告書を作成する。報告書の作成にあたって、仕様書に定められた調査項目に対応させて、その検討過程と共にとりまとめる。また、概要版についても作成する。

8) 打合せ協議

業務内容の確認や成果内容について協議するものとし、打合せ回数は業務着手時、中間打合せ3回、業務完了時の計5回以上とする。初回及び成果品の納入時については管理技術者及び照査技術者が立会うこととする。なお、議事録の作成は受託者が行い、打合せ後、速やかに提出する。

(6) 技術提案を求める具体的内容

- 1) 効率的な業務の履行に向けた実施方針、実施フロー及び工程計画
- 2) 地すべり地形の正確かつ効率的な判読方法の提案
- 3) 「土砂災害が発生するおそれがある土地」の正確かつ効率的な調査方法の提案

(7) 履行期限 契約日の翌日から令和8年10月16日まで（債務負担行為設定済）

(8) 業務実施上の要件

- 1) 実施にあたっては、長野県設計業務等共通仕様書を遵守すること。
- 2) 本業務は、電子納品及び情報共有対象業務とする。
- 3) 本業務の実施にあたり、追加業務等の必要が生じた場合には速やかに協議すること。
- 4) 業務の打ち合わせにおいては協議により必要な技術者が出席すること。

(9) 成果品

- 1) 報告書（電子媒体） 7部
- 2) 報告書（紙媒体） 1部

(10) 業務予算額 概ね27,500千円（税込）

2 技術提案書の提出者に必要とされる要件

- (1) 長野県建設コンサルタント等の業務の入札参加資格のうち、建設コンサルタント（河川、砂防及び海岸・海洋 又は 地質）を有していること。
- (2) 建設コンサルタント業務について、建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日告示第717号。以下同じ）に基づき建設コンサルタント（河川、砂防及び海岸・海洋 又は 地質）の登録を受けていること。
- (3) 掲示日時点で所属技術者が3名以上いること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (5) 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 57 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (6) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日 22 建政技第 337 号、以下「入札参加停止措置要領」という。）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (7) 県発注の建設工事等に係る建設コンサルタント等の業務のうち、当該業務以外の業務（以下「他の対象業務」という。）において、委託契約約款第 17 条に基づく「設計図書と業務内容が一致しない場合の修補の請求」を受けていない者であること。
- (8) 県発注の他の対象業務において、長野県建設工事等検査要綱（平成 15 年 4 月 1 日会検第 1 号）第 9 条第 3 項に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。
- (9) 県発注の他の対象業務において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該業務の完了期限経過後委託契約約款第 31 条に基づく業務完了の検査を完了していない者でないこと。
- (10) 県発注の他の対象業務の入札において、同種業務の実績等の要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (11) 同種業務の実績を有すること。
地すべり地形判読業務の実績を有していること。※「同種業務の実績」とは、公共機関等から発注された業務を元請けし、平成 22 年 4 月 1 日から掲示日の前日までに完了した業務が該当します。
- (12) 当該業務の実施体制
- ア 配置予定管理技術者は、技術士 建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋）又は応用理学部門（地質）の資格を有していること。
- イ 配置予定照査技術者（管理技術者と兼務不可）は、技術士 建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋）又は応用理学部門（地質）の資格を有していること。
- ウ 設計共同体の場合は、代表構成員がアの管理技術者及びイの照査技術者を配置するものとする。併せて、各構成員はその分担業務ごとに、主任技術者を配置するものとする。
- (13) 県発注の他の対象業務の入札において、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査に該当する落札候補者の辞退により、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (14) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (15) 実質支配会社は、同一案件に同時入札することはできない。同時入札が判明した場合は、警告又は入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を行うことがある。
なお、実質支配会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。
- ア 人的関係のある会社（常勤・非常勤を問わない。ただし、①については会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。）
- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合。

② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合。

イ 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（総株主の議決権の過半数を有する。又は、有限会社の総社員の議決権の過半数を有する。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社を除く。）

ウ 親会社に人的関係のある会社と子会社

エ 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社

オ 事業協同組合とその構成員

(16) 滞納している県税等徴収金がないこと。

(17) 委託の主たる部分について、再委託または技術協力がいないこと。

(18) 「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱い要領」により、参加表明書とともに資格認定申請を行い、各構成員のすべてが上記（１）から（17）の要件を満たした設計共同企業体については、参加を認める。

(19) 営業所の所在地に関する要件

県内に本店又は営業所を有していること。ただし、県外本店の県内営業所は、当該入札に係る業種の入札参加資格を有している営業所に限る。

3 参加表明書の作成・提出に係る事項

(1) 参加表明書の作成様式 様式２号による。

(2) 参加要件資料の作成様式 様式３号による。

(3) 参加要件資料記載上の留意事項

ア 登録状況

建設コンサルタント登録規程その他の登録規定に基づく登録状況を記載すること。

イ 保有する技術職員の状況（専門分野職員の状況）

① 専門分野は、業務内容に応じて必要な分野を適宜設定すること。

② 資格は、技術士、認定技術管理者、R C C Mとする。

③ １人の職員が２以上の専門分野に従事する場合は、主たる専門分野のみに記載し、重複記入をしないこと。

ウ 同種業務の実績

② 会社としての実績とし、記載件数は３件以内とする。

② 平成 22 年 4 月 1 日から揭示日の前日までに完成した業務を対象とする。

③ 「業務実施に当たり特に配慮した技術的事項」については、揭示した対象業務において求めている技術的事項を中心に記載すること。

エ 当該業務の実施体制

① 配置予定の技術者について記載すること。

② 再委託または技術協力等の予定がある場合は記載すること。

オ 建設コンサルタント等の登録状況は登録通知、同種業務の実績については、契約書、テクリス登録内容確認書等の写しを添付すること。

カ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野幅下 692-2

長野県建設部砂防課調査管理係

(係長) 山田 晃 (担当) 長田 裕司

電話 026-235-7316

ファクス 026-233-4029

メール sabo@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和7年11月25日(火)

(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)

イ 提出場所 3(4)に同じ。

ウ 提出方法 持参または郵送とします。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限りします。

(6) 技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者は、2の(1)から(19)の要件を全て満たす者とするが、下記に示す要件の審査にあたっては、記載の視点に基づいて審査・選定されます。ただし、参加表明書の提出期限までに様式2号及び様式3号(添付資料を含む)の提出がない場合は技術提案書の提出者に選定しません。なお、技術提案書提出選定者名は、契約締結後、公表するものとします。

審査項目	審査事項	審査の視点
1 登録状況	・建設コンサルタント等登録状況	・登録されているか
2 技術職員の状況 (専門分野別)	・当該業務の実施に必要な専門分野 の技術職員の在籍状況	・有資格職員はいるか
3 同種業務実績 (会社)	・同種業務の内容	・当該業務の内容に近い業務の 実績はあるか
4 配置予定技術者	・配置予定技術者の予定	・必要な資格を有しているか。 技術士 建設部門(河川、砂防及 び海岸・海洋)又は応用理学部 門(地質)
5 再委託又は技術 協力の予定	・再委託の内容	・再委託する業務の内容は適正か (当該業務の主要部分を再委 託することにならないか) ・再委託先の選択は適正か

	・技術協力の内容	・技術協力を求める業務内容は適正か（最先端の技術であるなど、技術協力を求めることに妥当性があるか） ・技術協力を求める先の選定は適切か
--	--	--

（７）非該当理由に関する事項

- ア 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、該当しなかった旨とその理由（非該当理由）を書面により、砂防課長から通知します。
- イ 上記アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 10 日（長野県の休日定める条例（平成元年条例第 5 号）第 1 条に規定する休日（以下「休日」という。）を含めない。）以内に、書面（書式自由）により、砂防課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して 10 日（休日を含めない。）以内に書面により行います。
- エ 非該当理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法
- ① 受付場所 3（４）に同じ。
 - ② 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで。（休日を含めない。）
 - ③ 受付方法 原則として F A X（回答を受ける担当者名、電話番号及び F A X 番号を併記すること）とします。なお、到達したことを電話で 3（４）の担当者に確認してください。
 - ④ 回答方法 原則として F A X による。

（８）その他の留意事項

- ア 技術提案書提出の非該当者以外の者への通知は行いません。
- イ 参加表明書の提出をした業者名（参加要件資料審査結果表）は、契約締結後、公表するものとします。

4 技術提案書の作成・提出に係る事項

- （１）技術提案書の作成様式 様式 7 号による。
- （２）技術資料の作成様式 様式 8 号による。
- （３）技術提案書記載上の留意事項

- ア 配置予定の技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況等
- ① 同種業務は、平成 22 年 4 月 1 日から揭示日の前日までに完了した業務とする。
 - ② プロポーザル方式による本業務以外で、予定技術者として特定された業務がある場合は、手持ちの業務の記載対象とし業務名の後に「特定済」と記載すること。
 - ③ 他の企業等に所属するものを担当技術者とする場合は企業名等も記載すること。

- イ 技術者動員計画

① 必要に応じて、内訳のさらに詳細な提示を求めることがあります。

② 費用の積算にあたっては労務単価等、県が公表している価格についてはこれを使用すること。

ウ 技術提案

技術提案は簡潔に記載すること。

エ 配置予定の技術者の資格については資格証、同種業務の実績については、契約書、テクリス登録内容確認書等の写しを添付すること。

オ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 不明の点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

ア 受付場所 3 (4) に同じ。

イ 受付期間 掲示の日から令和7年11月26日(水)まで。

(受付時間は午前9時から午後5時まで。休日は除く。)

ウ 受付方法 FAXまたはメール等とします。

エ 回答方法 長野県ホームページに掲載します。(最終回答日 令和7年11月27日(木))

(5) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和7年12月11日(木)

(提出時間は午前9時から午後5時まで。休日は除く。)

イ 提出場所 3 (4) に同じ。

ウ 提出部数 1部

エ 提出方法 持参または郵送とします。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3 (4) の担当者に確認してください。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限りません。

オ その他 提出期限までに様式7号及び様式8号(添付書類を含む)の提出がない場合、技術提案は無効とします。提出後の技術提案書の差し替え及び再提出は認めません。技術提案書の補足説明資料の提出は認めません。

(6) 技術提案書のヒアリングに関する事項

ア 予定日 令和7年12月23日(火)(変更場合があります。)

イ 場 所 長野県庁(詳細については決定次第連絡します。)

ウ 時 間 各者20分程度(説明15分、質疑5分)を予定(提案者の公募数により変更の場合があります。)

エ その他 パソコン、プロジェクター等の持ち込みは認めません。

(7) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書は、次の基準に基づいて特定されます。なお、技術提案書評価結果表(様式9-1)は、契約締結後、公表するものとします。(技術提案書提出者名は特定した者のみ公表)

ただし、技術提案書の評価の結果、提出されたすべての技術提案書の評価結果が次のいずれか

に該当する場合は、特定者を選定しません。

ア 評価点の合計が配点の6割に満たない場合

イ 評価項目のうち、「技術提案の内容」に関する評価点が配点の6割に満たない場合

評価項目	評価事項		評価の視点
配置予定技術者の資格等 (25 点)	管理技術者 (12 点)	資格	・当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか ① 技術士 総合技術監理部門 (建設－河川、砂防及び海岸・海洋) 又は、 (応用理学－地質)
		同種業務実績	・当該業務の内容に近い業務の実績が多数あるか 管理技術者として従事した実績
		手持ち業務量	・当該業務を実施するのに十分な余裕があるか
	照査技術者 (5 点)	資格	・当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか ① 技術士 総合技術監理部門 (建設－河川、砂防及び海岸・海洋) 又は、 (応用理学－地質)
		同種業務実績	・当該業務の内容に近い業務の実績が多数あるか 管理技術者、照査技術者のいずれかとして従事した実績
	担当技術者 (8 点)	資格	・当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか ① 技術士建設部門 (河川、砂防及び海岸・海洋) 又は応用理学部門 (地質) ② 認定技術管理者 (河川、砂防及び海岸・海洋部門又は地質部門) R C C M (河川、砂防及び海岸・海洋部門又は地質部門)
		同種業務実績	・当該業務の内容に近い業務の実績が多数あるか 管理技術者、照査技術者、担当技術者のいずれかとして従事した実績
		手持ち業務量	・当該業務を実施するのに十分な余裕があるか
	動員計画及び費用 (5 点)	費用の妥当性	
技術提案の内容 (55 点)	技術提案の的確性 (5 点)		・技術提案を求める具体的な内容に対する的確な提案となっているか。
	提案された技術内容を的確性・実現性の視点で評価する (50 点)		・的確性、実現性に優れた提案内容であるか
技術者の技術力及び意欲等 (10 点)	プレゼンテーションにより、技術力や意欲を判断する		・当該事業を実施するのに必要な技術力や意欲があるか
費用と技術提案の整合性 (5 点)	採用すべき優れた技術提案に加点		・技術提案に優れ、かつ技術者動員計画も技術提案に見合った内容で優れているか。
評価点の合計結果 (100 点)			

(8) 特定者への通知に関する事項

特定した者に対して、砂防課長から特定した旨の通知を行い、随意契約を行います。

(9) 非特定理由に関する事項

ア 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面により、砂防課長から通知します。

イ 上記アの理由を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日（休日を含めない。）以内に、書面（様式自由）により、砂防課長に対して非特定理由についての説明を求めることができます。

ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（休日を含めない。）に書面により行います。

エ 非特定理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

① 受付場所 3（4）に同じ。

② 受付時間 午前9時から午後5時まで。（休日を含めない。）

③ 受付方法 FAXまたはメール等とします。

なお、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。

④ 回答方法 原則としてFAXによる。

(10) その他の留意事項

ア 提出された技術提案書は、返却いたしません。

イ 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

ウ 提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外には提出者に無断で使用しません。

エ 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

5 その他

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 関連情報を入手するための窓口 3（4）に同じ。

(3) 必要に応じて参加表明書に関するヒアリングを行う場合があります。

(4) 設計共同体協定書第8条に基づく分担業務額については、契約時に提出を求めます。